- 1. 消費者庁から、平成22年3月25日付で当協会会長あてに「鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーの取扱いに関するお願い」の要請がありましたので、周知致します。(PDF参照)
- 2. 消費者庁からの要請内容は、次のとおりです。
  - (1) 製造、流通、販売の過程で取り扱う「子ども用金属製アクセサリー」(誤飲のおそれのあるサイズで、子どもが身につける可能性のあるもの)において、鉛を含有する製品には「鉛を含有する旨」(の表示)や「子供の誤飲防止に係る注意表示」を行うこと。(下記(注1)(注2)を参照下さい。)
  - (2) 平成 18 年 3 月 8 日付薬食化第 0308001 号 (「金属製アクセサリー等に含有する鉛について」)をもって要請を行った、子ども用金属製アクセサリーの「製品中における鉛の含有状況の把握」及び「鉛含有の低減策の推進」などにも引き続き努めること。
  - (3) カドミウムについても、鉛の代替として使用される懸念があることから、可能な限り鉛と同様の対応を行うこと。
    - (注 1)「子ども用金属製アクセサリー」は、装飾品として一般に玩具には該当しませんが、中には 遊びの要素があることから玩具にも該当するものもあります。

ST 制度では、子ども用金属製アクセサリーについて、こうした「玩具に該当する」場合には ST マークの使用を認めています。なお、その場合に ST では、3 歳未満対象の商品については 「小部品」(子どもの誤飲の可能性のあるサイズ)であってはならず、3 歳以上対象の商品に ついては、「小部品」に該当する場合には、金属製アクセサリーの「鉛の溶出基準」に適合していること、及び「小部品の注意表示」(ST 注意表示ガイドライン)が求められています。 また、食品衛生法玩具規制において、乳幼児向けの「金属製アクセサリーがん具」(子供が飲み込む恐れのあるサイズのもの)について、「鉛の溶出基準」(ST 基準と同じ数値)が設定されています。

(注 2) ST マーク付の商品は、概ね本件要請を満たしているものが多いと考えられますが、それ以外の「子ども用金属製アクセサリー」については、本件要請を踏まえて対応することが求められます。

## 「本件要請の背景]

本年1月に米国で中国製の子ども用金属製アクサセリーからカドミウムが検出され、製品の回収が行われたことを受け、消費者庁と国民生活センターが中国や韓国製等の子ども用金属製アクセサリー214点についてカドミウム及び鉛の溶出量に関する調査を行った。調査結果は、カドミウムについては国際基準(ISO基準)を超えるものはなかったが、鉛については9点より食品衛生法の基準値を超える鉛が検出された。

( http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html )

この9点はいずれも食品衛生法の規制対象である「金属製のアクセサリーがん具」には該当しないため法令違反ではないが、誤飲による子どもの健康被害の防止対策の 更なる推進を図るために、本件要請がなされたもの。

> 本件の問合せ先 日玩協 事務局 (山口 中田 小林) (電話: 03-3829-2513)

## 【参考】

平成 18 年 3 月 8 日付け薬食化第 0308001 号「金属製アクセサリー等に含有する鉛について」 (http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0308-1.html)